

「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 道路交通法施行令の一部を改正する政令案（6月施行分）について

携帯電話使用等に係る点数及び反則金の額の引上げの項目に対して、

- 点数及び反則金の額の引上げに賛成。

といった御意見があった一方、

- 点数をさらに引き上げるべき。

といった御意見や、

- 点数及び反則金の額は現行のままでよい。

といった御意見がありました。

近年におけるスマートフォンの普及等に伴い、自動車又は原動機付自転車の運転中に携帯電話等の無線通話装置を通話のために使用したり、携帯電話やカーナビゲーション装置等の画面を注視したりする行為（以下「携帯電話使用等」という。）に起因する交通事故は増加傾向にあり、平成30年中は2,790件で5年前（平成25年）の2,038件から約1.4倍に増加しています。

このような情勢を踏まえ、携帯電話使用等に起因する悲惨な交通事故を防止するため、携帯電話使用等に対する罰則を引き上げること等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号。以下「改正法」という。）が本年6月5日に公布されたところです。

これを踏まえ、今回、同法による引上げ後の罰則と同等の罰則が課せられている他の違反行為に係る点数及び反則金の額との均衡等を考慮して、携帯電話使用等に係る点数及び反則金の額を引き上げることとしたものです。

2 道路交通法施行令の一部を改正する政令案（1年施行分）について

同政令案に対しては、

- 自動運行装置に関する違反行為に係る点数及び反則金の額に賛成。
- 高速自動車国道の本線車道に接する加速車線及び減速車線の最高速度について、本線車道と同一に設定することに賛成。

といった御意見がありました。

3 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案について

(1) 原動機を用いる歩行補助車等及び軽車両の規定の整備の項目に対しては、

- 普通自転車のサドルを垂直にするなどして運転することができないような構造となった車の要件として、安全確保のために、「誤操作を防止する機能の搭載」及び「急な飛出しを防ぐ機能の搭載」を規定してほしい。

といった御意見がありました。

御意見のような車は、原動機を用いる歩行補助車等に該当し、これを通行させ

ている者は歩行者として歩道上を通行することができます。このため、他の歩行者の交通の安全と円滑を阻害しないことを確保することが必要であることから、普通自転車のサドルを垂直にするなどして運転することができないような構造となった車であって、原動機を用いるものについては、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条第1項第2号に規定する構造の基準が適用され、同号ニにより、当該車を通行させている者が当該車から離れた場合には、原動機が停止することとなっています。

- (2) 電動大型二輪車区分の整備の項目に対しては、
- 普通二輪免許保有者に、引き続き電動大型二輪車の運転を認めてほしい。
 - 出力による区分を、EUの区分に合わせてほしい。
 - 定格出力20キロワット程度では、大型自動二輪車に区分するには小さい。
- といった御意見がありました。

現行の道路交通法施行規則では、電動自動二輪車について、定格出力により大型自動二輪車と普通自動二輪車を区別しておらず、定格出力が0.60キロワットを超える電動自動二輪車は全て普通自動二輪車として区分しています。

今後、大型の電動自動二輪車が流通することが見込まれること等を踏まえ、今回、普通自動二輪車と大型自動二輪車を定格出力によっても区分することとし、大型の電動自動二輪車を運転しようとする者についても、大型二輪免許を受けなければならないこととしたものです。

御意見のあった現在普通二輪免許を受けている方については、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（以下「改正規則」という。）の施行前に普通二輪免許を受けており、かつ、電動大型自動二輪車の運転に従事している方に係る普通二輪免許を、改正規則の施行日から起算して1年を経過するまでの間、電動大型自動二輪車の運転に従事する場合に限り、大型二輪免許とみなすこととしております。

また、改正規則の施行前に普通二輪免許を受けており、かつ、電動大型自動二輪車の運転に従事されている方は、改正規則の施行日から起算して1年を経過するまでの間、電動大型自動二輪車を使用して大型二輪免許の運転免許試験を受験することが可能であり、合格した場合には、電動大型自動二輪車に限り運転することができる大型二輪免許を受けられること等の経過措置を設けております。

御意見のあった、出力の区分をEUの基準に合わせることについては、EU等の諸外国においては、電動自動二輪車が最高出力等により区分されているものと承知していますが、我が国においては、電動自動二輪車が定格出力により区分されていることを踏まえ、今回の改正においても、定格出力による区分としました。

定格出力が20.00キロワットを超える場合に大型自動二輪車とすることについては、現在流通している自動二輪車を参考にするなどして検討を行い、また、普通二輪免許で運転することができる車両のうち最も大きい総排気量0.400リットルの車両の運転特性は、定格出力が20キロワット程度の電動自動二輪車と同程度であると考えられるため、今回の改正内容のとおりとなりました。

(3) A T限定大型自動二輪免許で運転できる車両の総排気量制限の撤廃の項目に対しては、

○ A T大型自動二輪車が販売されている実状に合っているので賛成。

といった御意見があった一方、

○ 規制を緩和する理由が分からない。

といった御意見がありました。

現行の道路交通法施行規則では、A T限定大型自動二輪免許で運転することができる大型二輪車を、総排気量0.650リットル以下に限定しています。

しかしながら、現在、総排気量0.700リットル以上のA T大型自動二輪車が流通していること及び当該A T大型自動二輪車の運転特性は総排気量0.650リットル以下のものと変わらないこと等を踏まえ、今回の改正規則では、A T限定大型二輪免許で運転することができる車両の総排気量の上限を設けないこととしたものです。

4 原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則の一部を改正する規則案について

同規則案に対する御意見はありませんでした。

5 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則の一部を改正する規則案について

同規則案に対する御意見はありませんでした。

6 その他

政令案等に対する直接の御意見ではありませんが、法律改正に関する御意見、自転車の運転中や歩行中の携帯電話使用等に関する御意見、違反取締りの在り方に関する御意見等がありました。

警察庁においては、改正法の施行に向け、その内容の周知に引き続き努めるとともに、頂いた御意見については、今後の交通安全対策の参考とさせていただきます。